

# 台湾会社法第27条に関する一考察

台湾・玄奘大学 専任助理教授 黄 瑞 宜

## I はじめに：

台湾会社法第27条は、法人株主の役員派遣に関する規定である。すなわち、台湾会社法第27条第1項の規定によれば、「政府または法人が株主であるときは、取締役、監察役に選任されることができる。但し、自然人を指定し、代表させて職務を行使させなければならない」。このことは、台湾会社法第27条第1項の規定によれば、政府または法人が法律上においては権利義務の主体であって、会社の株主にもなることができるため、一定の法定要件を満たすとき、会社の取締役と監察人を担当することができるのである。ただし、それは自然人として指定され、職務の執行を代表するとしている。というのは、法人が自ら職務の執行ができないため、自然人が法人を代表させなければならないというわけである。

また、会社法第27条2項の規定では、「政府または法人が株主である場合には、その代表者も取締役または監察人として選任されることができる、代表者が数人いる場合でも、それぞれ選任することができる」としている。

実は、本条項の規定に関して、長年、実務と学説との相違点が指摘されてきたため、削除すべきであると呼びかけてきたが、残念ながら、2001年に台湾会社法の大改正が行われた際にも、削除しようとしなかった<sup>1</sup>。

## II 本条の問題点につき

1. その問題点であるが、まず第一に、本条2項において取締役の任期につき保障がないことである。すなわち、本条第3項の規定では、「第1項および第2項の代表者は、その職務の関係により、いつでもこれを改めて派遣し本来の任期を補足することができる」としているのである。

そして、取締役が職務を執行するとき、故意または過失によって会社の運営を害する場合、政府または法人株主とその代表者との間の法律責任について、どのように区別するかにつき、明文規定も設けられていない。ただし、經濟部63年8月5日商字第20211号通達によれば、実務における多くの見解で政府を代表する自然人が政府との関係は民法上の委任関係によるとしている。

本条項によれば、株主が取締役や監察人になれるのは、株主でなければならないという原則が破れたものであるという台湾の学者の間も批判されている<sup>2</sup>

また、代表権の制限について、台湾会社法第27条第4項の規定では、「第1項、第2項に関する代表権に加えた制限を善意の第三者に対して対抗し得ない」としている。本条項の規定は、2001年の改正時においても修正されなかった<sup>3</sup>。すなわち、政府または法人株主が代表者に与え

た代表制限が善意の第三者に対して、対抗し得ないとしている。台湾会社法第27条第2項の規定はまことに独特の立法例であるといわざるを得ない。長い間実務の面や学界から指摘されてきた問題点が多くある。たとえば、取締役の報酬についての問題、競業取引禁止における規範とされる主体である問題などである。

そして、取締役が職務を執行するとき、故意または過失によって会社の運営を害する場合、政府または法人株主とその代表者との間の法律責任について、どのように区別するかにつき、明文規定も設けられていない。ただし、経済部63年8月5日商字第20211号通達によれば、実務における多くの見解で政府を代表する自然人が政府との関係は民法上の委任関係によるとしている。

また、本条項によれば、株主が取締役や監察人になれるのは、株主でなければならないという原則が破れたものである<sup>4</sup>。

2. 代表権の制限について、台湾会社法第27条第4項の規定では、「第1項、第2項に関する代表権に加えた制限を善意の第三者に対して対抗し得ない」としている。本条項の規定は、2001年の改正時においても修正されなかった（注：新修正公司法・83頁）。すなわち、政府または法人株主が代表者に与えた代表制限が善意の第三者に対して、対抗し得ないとしている。台湾会社法第27条第2項の規定はまことに独特の立法例であるといわざるを得ない。長い間実務の面や学界から指摘されてきた問題点が多くある。たとえば、取締役の報酬についての問題、競業取引禁止における規範とされる主体である問題などである。本件では、上告人であるY社の法定代理人Wが明らかに競業取引禁止に違反したものであり、最高裁が、ただ会社法第27条4項の規定により、取引安全を保障するため、同法第57条、58条の規定までを参考にし、代表取締役が会社を代表して取引行為をするとき、取引相手が善意であると認められる場合、会社は、それが取締役会の決議を経ず、または決議に瑕疵があるとその効力を否定してはならないと判断したのは賛成できない。取引の安全を保障するため、善意の第三者を保護するのは、当然であるが、さらに本件における法人株主を代表する取締役の法的性質を深く見極めてほしい。

3. また、本条項にはもう一つ残されている問題点がある。すなわち、法人株主を代表する取締役または監察人の報酬について、いったい誰により支払われるのか、明文規定もない。台湾最高裁が、「政府または法人が会社の株主から、取締役または監察人を選任したとき、会社法第27条第1項の規定により、自然人を指定し職務の執行を代表する場合、当該自然人が政府または法人との法律関係は、委任による；受任者がその代表の資格により、再び会社から子会社へ派遣され、当該子会社の取締役、監察人として担任する場合もまた本来の委任事務の範囲に属するものである。受任者が政府または法人を代表し、取締役または監察人として業務執行したことにより得た報酬は、委任事務により得たものであり、民法第541条の規定により委任者にこれを交付しなければならない<sup>5</sup>としている。

4. 株主と会社との間に取引利益相反が生じた場合、本条の規定によれば取締役は必ず株主の利益を優先的に考えるとしている。これは明らかに取締役の会社に対して善管注意義務と忠実義務に違反することになる（台湾会社法第23条1項）。

5. もともと強行法規は私的自治の限界を画するものであり、これに反する意思表示は無効である（台湾民法第71条）。会社の根本規則である定款もまた、会社における定款自治に基づくも

のである以上、強行法規に違反する定款規定が無効であるのは当然である。したがって、会社の代表取締役が会社のため、第三者と契約を締結するとき、業務を執行する権限を有するにもかかわらず、取締役会の決議を経ないのは、無効にすべきである。つまり、取締役会は取締役全員により、共同で会社の業務を執行する機関であり、その運営も法令または定款の定めによりこれを行わなければならないということである。

### Ⅲ 判例に関する最近の動向について

#### —台湾最高裁民国103（2014）年台上字第1568号を中心に—

##### 事実概要：

##### (1) 被上告人の主張：

X株式会社(原告、被控訴人、被上告人)は、「橋平屋」という商標を、民国98（2009）年9月21日、經濟部知的財産局に申請し、それは民国99（2010）年5月1日に登録公告（第01408500号）された。しかしながらその商標権登記名義人となった当時のX社の法定代理人であるSは、民国98（2009）年11月13日に解任された。同年11月30日に上告人であるWは、X社を代表したSと同年11月27日に締結した商標申請権譲渡合意書を持って、知的財産局に対して商標権申請者変更申請を行い、当該係争の商標権の新たな登記名義人となった。ただし、当該合意書および同年10月30日に締結した商標登録申請権変更譲渡協議書は、すべてX社の株主総会、取締役会の決議を経ないため、当然X社に対してその効力は生じない。上告人はSと共同でX社の商標権を侵害し、法律上には原因のない利益を受領したものであって、X社に損害を与えた。そのため、台湾民法第113条、第179条、第184条第1項前段、第185条第1項、商標法第69条第1項、民法第28条および台湾会社法第23条第2項の規定により、係争の商標は、X社を商標権者として変更登記すべきであるとY社に命じる判決を求める」と被上告人が主張した。

##### (2) 上告人の主張：

それに対して、Y有限会社（被告、控訴人、上告人）は次のように抗弁した。

すなわち、「当該商標申請権譲渡合意書は当時被上告人の法定代理人であるSと合法的に締結したものである；たとえ当該合意書の締結が被上告人の法定代理人により合法的に代理されなかったとしても、被上告人はそれによりWと締結した商標登録申請権変更譲渡協議書第4条に約定したとおりに、Wに対して商標申請権を移転する義務を負うため、Xは回復登記を主張しえない」としている。

その結果、原審が確定された部分を除き、第1審よりなされた被上告人を敗訴させた判決を棄却し、次のように判決を改めた。

すなわち、「本件は涉外民事事件につき、被上告人が法律関係として不当利得などを請求したことに関し、中華民國が国際裁判管轄権を有するかどうかを判断した。被上告人は、上告人がわが国の商標法の規定によって取得した商標権を被上告人に回復登記させるべきであると主張した

が、その準拠法は中華民国の法律による」としている。

「上告人の法定代理人であるWは、民国91（2002）年1月から被上告人の会社が設立登記したときから、X社の会社に勤め副総経理（副マネージャー）を担当してきた。係争の商標権は民国98（2009）年9月21日に經濟部知的財産局に申請を行い登録されたものであった。Sは被上告人の法人株主であるA投資有限会社より派遣された法人株主代表であるとともに、被上告人の会社の代表取締役であった。同年10月30日に、Sは被上告人を代表し、Wと商標登録申請権変更譲渡協議書を締結したが、同時に、当該協議書第4条の約定により、被上告人はWまたはその代理人と商標登録申請権変更譲渡登記手続きに合意したという取り扱いだった。その後、A投資有限会社は同年11月13日に、台湾会社法第27条の規定により、書面にてSの代表取締役という職務を解任し、改めて渉外担当のBを派遣すると通知した。Sは同年20日に当該通知書を受領したことにより、被上告人の代表取締役としての職務が解任されることになった。上告人の法定代理人であるWは、民国98（2009）年11月20日から同年12月8日の間に、A投資有限会社より代表取締役が改められた旨の通知書を受領したものの、S本人から自身が代表取締役を解任された旨の告知はなかった。そのため、Wが同年11月30日に、被上告人およびSと同年11月27日に締結した商標登録申請権変更譲渡協議書で、上告人と被上告人を指定し、商標登録申請権変更譲渡登記手続きを行い、知的財産局に対して、申請者の変更を申請したものであったため、不法行為に属しないとした。それ故、知的財産局は、民国99（2010）年5月1日に、当該係争の商標の商標権が上告人に属するものであると登録公告をした。

「上記、両当事者は、商標登録申請権変更譲渡協議書と民国98年11月27日に『登録変更申請書』および『商標申請権譲渡合意書』が、すべて被上告人会社の株主総会と取締役会の決議を経ていないことにつき、争いが無い」。しかし、「係争の商標申請権の譲渡は、会社法第202条の規定により、被上告人の会社の株主総会および取締役会の決議を経ていないので、民法第71条の規定により無効とすべきであると同時に、被上告人に対して効力が生じない。上告人の法定代理人であるWに、前掲した商標申請権譲渡合意書を自分の名義として登記変更されることは、それが法律上に原因がないにもかかわらず、商標登記の利益を受けることによって、被上告人に当該商標の商標申請権者としての地位を失わせ、それが不当利得に属することになった。したがって、被上告人は不当利得の規定により、係争の商標が被上告人を商標権者として変更登記すべきであると上告人に命じる判決を求めた」としている。

#### 判例要旨：

本判決を破棄し、知的財産局に差し戻した。

最高裁は「会社法第208条第3項の規定により、株式会社の代表取締役は会社内部において、株主総会と取締役会の招集者であって、外部に対しては会社を代表する者としている。しかし、同法第202条の規定では、『取締役は、会社の業務を執行する場合に、本法又は定款の規定に基づく株主総会の事項決議に別段の定めがある場合を除き、すべて取締役会によりこれを決議する』、第206条第1項の規定では『取締役会の決議は、本法に別段の定めがある場合を除き、過半数の取締役が出席し、出席した取締役の過半数がこれに同意して行うべきである』としている。ただ

し、株式会社の取締役会は定期的に行うものであって、その内部で、代表取締役にどのような会社の業務執行権限が与えられるのか、代表取締役によりされた特定の取引行為につき、取締役会の決議およびその決議に瑕疵があるか否かは、外観から決して相手に知られるものではない。また、会社の内部には取締役会と代表取締役における職権範囲の区分があり、取引相手からみれば、代表取締役が会社を代表する権限を有する。取引安全を保障するため、同法第57条、58条の規定を参考し、代表取締役が会社を代表して取引行為をするとき、取引相手が善意であると認められる場合、会社は、それが取締役会の決議を経ていなくても、または決議に瑕疵があるとしてその効力を否定してはならない」としている。

最高裁は「Sは、前掲した商標登録申請権変更譲渡協議書および商標申請権譲渡合意書につき、当時の被上告人の会社を代表して、業務を執行する権限を有した者である。その協議書はSが解任される前に締結したのであって、有効なものである。そのため、当該協議書第4条の約定により、『被上告人が商標申請権を移転する義務を負う』と上告人が抗弁したわけである。また、民法第27条第3項、会社法第208条第5項同法第58条の規定を準用することにより、会社が代表権限のある取締役に加えた制限については、善意の第三者に対して対抗し得ない。そのため、会社を代表する取締役が他人と締結した契約は、たとえ取締役会の決議を経ていなくとも、当該契約が無効であると主張することはできない。これはSが被上告人の会社を代表し、当該協議書と合意書を締結したとき、Wが善意であるか、またその効力がどうなっているかは、重要な防御の方法に属すべきものである。原審は、そのことを詳細に審議せず、ひたすら商標申請権が被上告人の取締役会の決議を経ていないことが、会社法第202条に違反し、無効とすべきであると同時に、被上告人に対して効力が生じないと下された判決は、なお疑義がある」としている。

したがって、最高裁は、「上告の論旨にしたがい、上告人に不利な判決を下した原判決を棄却し、上告には理由がある」としたのである。

#### IV 結びにかえて

最後に、本稿も台湾会社法第27条第2項を削除すべきであることに賛成する。そして、日本会社法第331条1項1号に関する法人が取締役となることができないという条文を参考にし、台湾会社法に明文規定を置くべきであると考え。すなわち、欠格事由として法人取締役が認められないことを明文化すべきである。日本法においても、かねてから法人も取締役になれるかという問題は、従来から議論されてきたところである。多数説は取締役の職務からみて、あるいは個人に民事責任を課すことにより経営の適正を図る必要があることを理由に、自然人に限られるべきとしており、昭和56年商法改正のための「株式会社の機関に関する改正試案」（昭和53年12月、法務省民事局参事官室 第二の五aへ）も法人は取締役に就任することができないとしていた。同改正では、明文の規定を設けるより解釈に委ねておくほうがてきとうであるとして、欠格者とはされなかったが、日本の会社法は従来の多数説に従ってこれを明文化することにした<sup>6</sup>。

したがって、愚見としては、台湾会社法第27条第2項、4項の規定を削除し、日本会社法第331条1項1号の規定を参考し、法人が取締役となることができないとして明文化されるべきで

共同研究：債権法改正を考える

ある。

- 
- 1 新修正公司法解析・頼源河など（元照出版社・1999年）81頁-84頁；王文宇・公司法論（元照出版社・2004年）116頁-118頁；柯芳枝・公司法論「上」（三民出版社・2004年）47頁-51頁
  - 2 王文宇・林国全・公司法（元照出版社・2014年）33頁-34頁；新修正公司法・83頁
  - 3 同前・新修正公司法・83頁
  - 4 前掲注2・33頁-34頁；新修正公司法・83頁
  - 5 中華民國（台湾）102（2013）年度台上字第1304号判決
  - 6 逐条解説・会社法 第4卷「機関」・1《中央経済社・2011年》259頁-260頁；龍田節・会社法（有斐閣・2000年）61頁-62頁